

平成28年6月定例会 総務委員会（事前）

平成28年6月6日（月）

〔委員会の概要 経営戦略部・監察局関係〕

南委員長

休憩前に引き続き、委員会を開きます。（14時03分）

これより、経営戦略部・監察局関係の調査を行います。

この際、経営戦略部・監察局関係の6月定例会提出予定議案等について、理事者側から説明を願うとともに、報告事項があれば、これを受けることにいたします。

【提出予定議案等】（資料①②③）

- 議案第1号 平成28年度徳島県一般会計補正予算（第1号）
- 議案第5号 徳島県の事務処理の特例に関する条例の一部改正について
- 議案第6号 議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例等の一部改正について
- 議案第7号 徳島県税条例の一部改正について
- 議案第8号 地方活力向上地域内における県税の不均一課税に関する条例の一部改正について
- 報告第2号 平成27年度徳島県繰越明許費繰越計算書について

【報告事項】

なし

大田経営戦略部長

6月県議会定例会に提案を予定しております案件につきまして、お手元に御配付の平成28年6月徳島県議会定例会提出予定議案により御説明いたします。

今回提出いたします案件は、議案15件及び報告12件でございます。その内訳は、予算案が、第1号から第2号までの2件、条例案が、第3号から第14号までの12件、その他の議案が、第15号の1件、報告につきましては、第1号から第12号までの12件、となっております。

なお、現時点における追加提出予定議案といたしましては、現在、作業を進めております徳島県男女共同参画基本計画（第3次）の策定について、徳島県行政に係る基本計画の策定等を議会の議決すべき事件として定める条例第3条第1項の規定により議決をお願いする案件、あわせて、徳島県男女共同参画基本計画（第2次）の廃止について、同条第2項の規定により議決をお願いする案件と、教育委員会委員及び公安委員会委員に係る人事案件について、閉会日に提出させていただきたいと考えております。

それでは、議案の順序に従い、順次、御説明いたします。

まず、予算案につきまして、お手元に御配付の平成28年度6月補正予算（案）の概要を御覧いただきたいと存じます。

1 ページを御覧ください。

今回の補正予算案につきましては、平成28年熊本地震を踏まえ、南海トラフ巨大地震など大規模災害を迎え撃つ防災・減災対策の加速化やT P P発効を見据えた「もうかる農林水産業」の飛躍など、喫緊の課題に迅速かつ効果的に対応するため、三つの視点に立って編成いたしました。

一つ目は、（1）に記載のとおり、平成28年熊本地震を教訓に、県民の命と財産を守るための住宅耐震化や、県立学校等の避難所の強化・充実を図る対策などの安全・安心対策の推進。

二つ目の（2）は、県内経済・雇用を守るための成長産業の強化対策や、T P Pを見据えた農林水産業の競争力ある産地づくりなどの経済・雇用対策の推進。

三つ目の（3）は、「とくしま回帰」を加速するための地方創生応援税制を活用した施策の展開や、外国人観光誘客を更に促進するための効果的な情報発信などの大胆素敵とくしまの実現、これらの施策に取り組むこととしております。

また、補正予算の規模といたしましては、3の6月補正予算規模にお示ししておりますとおり、一般会計で、27億1,016万8,000円、公用地公共用地取得事業特別会計で、10億円、合計では、37億1,016万8,000円となっております。

2 ページをお開きください。

今回の補正に係る歳入につきましては、（1）に記載のとおり、国庫支出金から県債において、歳出につきましては、（2）に記載のとおり、総務費から教育費におきまして、補正額を計上いたしております。歳出の性質別の内訳につきましては、3ページに記載のとおりでございます。

恐れ入りますが、もう一度、1枚物の提出予定議案を御覧ください。予算以外の案件につきまして、御説明いたします。

第3号の条例改正につきましては、公職選挙法施行令の一部が改正されたことに鑑み、選挙運動用自動車の使用並びに選挙運動用ビラ及び選挙運動用ポスターの作成の公営に要する経費に係る限度額を引き上げるものであります。

第4号の条例改正につきましては、県民の利便性の向上及び行政事務の効率化に資するため、個人番号及び特定個人情報並びに個人番号カードの利用に関し、必要な事項を定めるものであります。

第5号の条例改正につきましては、市町村の長との協議に基づき、知事の権限に属する事務の一部を市町村が処理することとする等の改正を行うものであります。

第6号の条例改正につきましては、地方公務員災害補償法施行令の一部が改正されたことに鑑み、所要の改正を行うものであります。

第7号の条例改正につきましては、地方税法の一部が改正されたことに伴い、所要の整備を行うものであります。

第8号の条例改正につきましては、地域再生法の一部が改正されたことに伴い、所要の整理を行うものであります。

第9号の条例改正につきましては、青少年センターに結婚を支援するための組織が設置されることに伴い、所要の改正を行うものであります。

第10号の条例改正につきましては、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律に基づく、施設の設定及び運営に関する基準の一部が改正されたことに鑑み、幼保連携型認定こども園以外の認定こども園における職員配置の要件の特例を定める等の改正を行うものであります。

第11号の条例廃止につきましては、医療施設耐震化臨時特例交付金の対象事業が終了したことに伴い、基金を廃止するものであります。

第12号の条例改正につきましては、民生委員の任期満了に伴う改選に当たり、民生委員の適正な配置を図るため、市町村の区域ごとの民生委員の定数を改めるものであります。

第13号の条例改正につきましては、建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律が制定されたことに伴い、建築物エネルギー消費性能向上計画の認定の申請に対する審査等に係る手数料を定めるものであります。

第14号の条例改正につきましては、川口発電所に係る水利使用許可の更新における常時使用水量の変更に伴い、その常時出力を改めるものであります。

第15号の工事請負契約につきましては、契約金額が、5億3,124万1,200円、契約の相手方は、IHIインフラ建設大日緊急地方道路整備工事阿野橋上部工建設工事共同事業体となっております。

続きまして、報告案件であります。

報告第1号の平成27年度徳島県継続費繰越計算書につきましては、一般会計1件で、金額は4億円となっております。

報告第2号の平成27年度徳島県繰越明許費繰越計算書につきましては、一般会計111件、特別会計4件の、計115件で、合計金額は、258億815万4,181円となっております。

報告第3号の平成27年度徳島県事故繰越し繰越計算書につきましては、一般会計2件、特別会計1件の、計3件で、合計金額は、1億6,573万7,000円となっております。

報告第4号の平成27年度徳島県病院事業会計継続費繰越計算書につきましては、1件で、金額は16億8,874万2,176円となっております。

報告第5号の平成27年度徳島県病院事業会計予算繰越計算書につきましては、3件で、合計金額は、4億4,132万8,000円となっております。

報告第6号の平成27年度徳島県電気事業会計継続費繰越計算書につきましては、5件で、合計金額は、5億9,127万4,525円となっております。

報告第7号の平成27年度徳島県電気事業会計予算繰越計算書につきましては、3件で、合計金額は、1億8,287万3,767円となっております。

報告第8号の平成27年度徳島県工業用水道事業会計予算繰越計算書につきましては、3件で、合計金額は4億6,547万6,458円となっております。

報告第9号の訴えの提起に係る専決処分の報告につきましては、5件で、合計金額は240万7,480円となっております。

報告第10号の損害賠償（交通事故）の額の決定及び和解に係る専決処分の報告につきましては、2件で、合計金額は、9万9,903円となっております。

報告第11号の損害賠償（道路事故）の額の決定及び和解に係る専決処分の報告につきましては、8件で、合計金額は、138万6,762円となっております。

報告第12号の損害賠償（捜査活動に伴う物損事故）の額の決定及び和解に係る専決処分の報告につきましては、1件で、金額は、4万467円となっております。

提出予定案件の全体状況につきましては、以上でございます。

続きまして、経営戦略部・監察局・出納局関係の提出予定案件につきまして、お手元の総務委員会説明資料により、その概要を御説明申し上げます。

今回、提出を予定しております案件は、予算案1件、条例案4件、報告1件でございます。

説明資料1ページをお開きください。

一般会計補正予算につきましては、（1）歳入歳出予算の、ア、総括表の一番下、総計欄の左から2つ目でございますが、今回の補正額が8,020万円でございます。補正後の合計額は、その右隣ですが、諸局を含めまして、1,236億1,635万5,000円となっております。

続きまして、2ページをお開きください。

課別主要事業でございますが、職員厚生課につきましては、熊本地震の受入対策に要する経費の補正を行っております。

3ページを御覧ください。

税務課につきましては、県税の賦課徴収に要する経費の補正となっております。

4ページをお開きください。

一般会計の補正予算に係る地方債の変更をお願いするもので、内容につきましては、記載のとおりでございます。

5ページを御覧ください。

2のその他の議案等の（1）条例案につきましては、5ページから6ページに記載しております、4件でございます。内容につきましては、先ほど概要を御説明申し上げたとおりでございます。

続きまして、7ページを御覧ください。

平成27年度繰越明許費繰越計算書についてでございますが、職員厚生課所管の福利施設等管理費、管財課所管の本庁舎等管理費、情報戦略課所管の行政情報化推進費、監察課所管の地方創生加速化支援費におきまして、計画に関する諸条件により、年度内完成が見込めなくなったことなどから、やむを得ず繰り越したもので、平成28年2月議会で議決をいただいた繰越明許費の範囲内において、繰越額の確定をしたものでございます。今後とも事業の早期完了に向けて努力してまいりますので、御理解を賜りますよう、よろしくお願

いたします。

以上で、提出予定案件の説明を終わらせていただきます。

なお、報告事項はございません。

どうぞ、御審議のほど、よろしくお願い申し上げます。

南委員長

以上で説明は終わりました。

これより質疑に入ります。

それでは、質疑をどうぞ。

古川委員

事前委員会ですので、簡単に聞きます。

先日、男女共同参画基本計画の最終案についての全議員勉強会がありまして、この中で長時間労働の抑制ということがうたわれています。これについては、質問をしたんですけど、全議員勉強会では副課長しかいらっしゃらなくて、イレギュラーな形で副課長に答えてもらったんですけど、今、次長が来られているので、もう1回、長時間労働の抑制について、具体的にはどういうことを考えているのか。勤務調整、意識改革というのも大事なんですけど、そういうこと以外に具体的にどういうことを考えているのか、次長のほうからお伺いしたいと思います。

板東経営戦略部次長

先般、所用で欠席しておりまして、申し訳ございませんでした。古川委員から御質問もありましたとおり、超過勤務、長時間労働の是正というのが、今、正に、様々な労働現場で大きな課題になっておるところでございます。県庁におきましても同様ということで、またさらに、女性の活躍促進ということで言いますと、長時間労働の慣行をいかに是正していくかというところが極めて大きな問題になってきます。

そういった中で、どのような対策をとっていくのかというところなんですけれども、やはり、一定、県民サービスも維持していく必要がございますので、厳しいニーズを受け止めて、しっかり対応していくということで、全くこれをなくしていくことはなかなか難しいという中で、やはり所属における所属長のマネジメント力というのが一番大切なんじゃないかというふうに考えております。特に県では昨年度からイクボス宣言というのをやって、知事筆頭になるんですけれども、各部長、それから所属長において、どうやって所属での超過勤務のマネジメントをしていくかということに取り組んでいるところです。

大ざっぱにやるのではなくて、とにかく一人一人からきちっと話を聞いて、所属の担当なり、それから各個人の業務の小さなところまで、きめ細やかな対応をしていくことで、一つ一つ、超過勤務の縮減につながるような手立てを見いだしていく必要があるのだと考えておりまして、いろいろな策があるんですけれども、現在、管理職員のマネジメント力

の強化を最重点課題として取り組んでいるところでございます。

古川委員

管理職員のマネジメント力を上げていくということで、イクボス宣言とかもして、きめ細やかに業務に入って聞いていくということ、事前委員会なので余り深くは聞きませんが、これもどうやってマネジメント力を上げていくのか、この手法ですよ。そのあたりがきちんと示されないと、イクボス宣言、いろいろ細かく聞いていくといっても、やっぱり限界があるのかなという気はしますので、もうちょっと踏み込んで考えていく必要があるのかなと感じます。

それで、この女性活躍推進法の中では、基本原則として女性の職業生活と家庭生活との両立に関しては本人の意思が尊重されるべきものであるということがうたわれています。ですから、両立支援ということがすごく重要になってくるわけでございますけれども、県の方も、特定事業主の行動計画、これは平成27年度から5年間でまた改定されて、実施をされていくと思いますけれども、この中には子育て関係の休暇が取得しやすいような職場環境づくりにも取り組むということもうたわれておりますので、この中で、まず現状としてちょっとお聞きしたいんですけれども、こういう女性職員の産前産後休暇とか育児休業、この取得状況というのはどういう感じになっていきますか。

板東経営戦略部次長

先ほどのお話からつながってくる場所なんですけれども、休暇のとりやすい環境づくりということなんですけれども、公務現場におけます様々な休暇制度というのは、国に準拠するような形で、比較的充実した制度が整備されています。今お話がありました、一般的に産前産後休暇と言われているものでございます。それから育児休業につきましては、女性職員におきましては、ほぼ100%の取得、そういった状況です。

古川委員

産前産後休暇ですので、休まないわけにはいかないもので100%というのはわかるんですけれども、どれくらいの女性職員がいて、例えば昨年度はどれくらいの実績があるのでしょうか。

板東経営戦略部次長

昨年度におきましては、育児休業も同等の実績なんですけれども、新たに取得をする対象となる方々が29名いらっしゃいまして、その方、29名全てが取得されたという状況でございます。

古川委員

29名、これは、女性職員の数は何人ですか。

板東経営戦略部次長

すいません、ちょっと足りませんでした。女性職員の方の人数です。女性職員が29名、分母が29名です。

古川委員

女性の総職員数は。

板東経営戦略部次長

総職員数は、県庁全体で言いますと、女性職員が、現在、知事部局ですけれども3,045名中796名、約26.1%が女性職員でございます。

古川委員

796名のうち29名ということですね。先ほど言った、特定事業主の行動計画にもうたわれているように、子育て関係の休暇を取得しやすいような環境づくりに取り組むということで、この子育て関係の休暇、こういうものが取得しにくいというのは、どういう部分が一番の要因だと考えておられるんですか。

板東経営戦略部次長

育児休業、産前産後休暇で言いますと現状のような数字でございますが、県の場合、まず、育児休業、産前産後休暇ですと、出産ですので、ある程度早期に状況の把握ができませんので、人事異動作業とか、様々な中で所属から意見も聞き、そういったところに欠員の補充をしたりとか、年度途中であれば、新しくそこを支援するような職員を臨時的に雇ったりとかいうような形で、休暇のとりやすい仕組みをつくっていったところがございます。

古川委員

わかりました。付託委員会でまた詳しく聞きたいと思っておりますけれども、確かにそういうような、代替要員の確保などにも努めるということもうたわれていますので、そのあたり、実態等もまた教えていただけたらと思っております。

山田委員

時間が限られると思うので、端的にお答えください。

まず、今回の徳島県税条例の一部改正について、法人県民税の法人税割の税率引下げと、引き下げた分が国税化されて地方交付税の原資になるというふうな説明もあります。一体どれぐらいの金額になるのかということも含めて教えていただけますか。

小林税務課長

山田委員より、法人県民税の、法人税の引下げの関係で御質問を頂きました。この法人県民税の法人の税割引下げにつきましては、平成28年度税制改正におきまして、地域間の税源の偏在を是正し、財政力格差の縮小を図るために、法人県民税、これは県の税金でございますけれども、これの法人税割部分、こちらの部分を、標準税率の引下げが行われることになりました。具体的には、この法人税割につきましては、県内に事務所、事業所を有する法人に対しまして、国税である法人税の額に応じて課税をするものでございまして、税率が現行の3.2%から1.0%に引き下げられるということでございます。先ほどお話がありましたけれども、税率引下げに合わせて、地方法人税、これは国税でございますけれども、こちらの方は税率が引き上げられると、その全額が地方交付税の原資化されるとなっております。

この影響額でございますけれども、地方財政計画、これと、平成26年度の法人の住民税で試算をさせていただきましたところ、約51億円ぐらゐの減になるということでございます。

山田委員

51億円ぐらゐと、かなり大きい影響が考えられる。しかし地方交付税で措置されるよというふうな話でしたね。しかし、その地方交付税、ほんまに来るんかというところが、財政課長にも聞いておきたいんですけども、今、財務省の財政制度等審議会の分科会等々で、この地方交付税等々の議論がかなりされている。今日は時間の関係で、ここを突っ込んでできないですけども、非常に、人口の少ない本県にとっても打撃的な、いろいろな地財計画等々や交付税の問題が議論されているようです。先ほど、51億円という数字も、これはまさに個別のものでございますけれども、それはしっかり手立てして、徳島県の地方財政に還元して、更に充実するようになるのかという点についてはどういふふうにお考えですか。

岡本財政課長

山田委員より、地方交付税の確保ということで御質問を頂いたところでございます。

先ほど、法人住民税の税率を引き下げて交付税の原資化というところで、総額51億円ということの影響額で御答弁ございましたけれども、それは、法人住民税のところの金額ということになろうかと思えます。このものにつきましては交付税の原資化をするということで、その偏在是正により生じた財源については、平成26年度税制改正のときも、地方財政計画に歳出を計上したというような経緯もございまして。こういったところ、まだ平成29年度の概算要求なども始まっておらない状況で、年末に向けまして、これからいろいろと議論がされてくるということでございます。そういったことでございますので、地方交付税、また、地方税も含めて、そういったところで必要な一般財源の総額確保ができますように、機会を捉えて政策提言をいたしますとともに、また、全国知事会などとも連携をいたしまして、きちんと財源の確保が図られるように取り組んでまいりたいと考えてございます。

山田委員

もう、時間の関係があるんでね。実は高知県議会は、2月の議会に、この地方財政の拡充を求める意見書を全会一致で出したと。非常に危機感を持っておると。今日、具体的に議論できませんでしたが、付託委員会では、財政課長ともその辺はちょっと、トップランナー方式があるとか、いろいろなことが、やはり本県に影響が出てくるというふうに思いますので、そういうことを指摘して終わります。

南委員長

ほかに質疑はありませんか。

（「なし」と言う者あり）

それでは、これをもって質疑を終わります。

以上で、経営戦略部・監察局関係の調査を終わります。

議事の都合により、休憩いたします。（14時29分）

